

猪 手 遺 構 調 査 報 告

松 本 市 教 育 委 員 会

はじめに

松本市教育長 大和良平

この冊子は松本カントリークラブゴルフ場（内田）用地内の、猪土手遺構と関連史料の調査結果をまとめたものであります。

いうまでもなく農作物は農民の生命であり、当時の人々が猪の害からこれを守るためにさまざまな努力をしたことは、今日の想像を超えるものがあったものと思います。

調査は、きびしい農民生活の歴史をもの語る貴重な遺構を保存しようという、地元の内田郷土研究会の皆さんの熱意と、これをうけて開発と文化財保護の調和に深い理解をもたれた鉢伏観光開発組のご協力により当教育委員会にゆだねられたものであります。

現地調査は、原嘉藤先生を団長とする調査団を編成して、厳冬の一月に積雪をおかしてすゝめられ、数少ないこの種の遺構の状況や、関連史料の解明が行われ大きな成果をあげることができました。

さらに、遺構の一部が復元され、永く保存措置が講じられたことも誠に喜ばしいことあります。

ここに終始、調査・復元にご協力いただいた調査委員、地元郷土研究会、鉢伏観光開発組、他関係各位に深甚なる感謝の意を申し上げ、報告書刊行のことばにかえます。

昭和46年11月3日

目 次

はじめに	1
1. 調査計画(経過)	3
2. 調査の実施	4
(1) 発掘調査	
(2) 現状調査	
3. 考察	6
(1) 猪土手構築の意義	
(2) 猪土手を防ぐ方法	
① 土手の構築	
② 見張小屋	
③ 猪打鉄砲	
(3) 被害の実際	
4. 猪土手に関する文書史料とその解説	9
(1) 猪による被害	
(2) 猪の被害を防ぐ方法	
① 鉄砲	
② 猪土手	
③ 番小屋	
5. あとがき	15

猪 手 遺 構 調 査 報 告

調査団長 原 嘉 藤

1. 調 査 の 計 画

今次の調査は、昭和11年長野県史跡に指定され、のち文化財保護法の公布を期に、解除されて現在に至っている松本市内田地区の「猪土手」の一部が、ゴルフ場として削平されるので、地区内田区、建設会社側、松本市教育委員会が協議の結果、削平部分の発掘調査、地区外に及ぶ猪土手の分布調査、関連調査を実施し、一部を復元、他を記録保存することとなり、調査の実施を筆者に依頼するところがあった。

筆者は前記関係者と協議し、調査団を左記の如く編成した。

調査団長 原 嘉 藤（東筑摩郡・松本市・塙尻市誌編纂会歴史部長）

調査委員 倉 科 明 正（同中世史委員）

土 屋 長 久（同臨時調査員）

木 下 雅 文（松本市教育委員会主事）

上 条 治 人（◆ 内田連合町会長）

横 山 義 親（◆ 内田公民館長）

春日源市・須山千万蔵（松本市内田郷土研究会）

小松昌之・中島公也・赤羽純信・中島広躬（松本市中山郷土研究会）

昭和46年1月26日、松本市教育委員会社会教育課長加藤勝、同係長田堂明氏が参加し、内田公民館において準備会を開き、調査の趣旨・計画・希望等について打合せ、調査の用具、現地調査員の準備をし、調査現場において「猪土手」を見学、現地会社側とも種々相談するところがあった。

調査は1月28日、29日、30日の3日間とし、関連調査はこの日程外とした。なお期間中参加した調査員は前記調査委員のほか、次の人々であった。

松本市内田区 丸 山 登喜雄

◆ 中 島 朝 雄

◆ 横 山 曜 逸

◆ 丸 山 良 英

松本市内田区 丸山 実
タ 百瀬 常市
タ 中島 雄男
タ 中山 久義
タ 上条 匡寛

また、松本市からは企画調査課中島博開発係長、吉江栄一主事らであった。

地元内田区の意向としては、先祖以来のこの構造物を出来るだけ保存したいということであり、会社側もその意向を出来るだけ尊重したいという好意的な態度であった。

2. 調査の実施

(1) 発掘調査

昭和46年1月28日、調査団長・調査委員・調査員全員現地参集、会社側の立合のもとに、調査地域を設定、地区内の樹木伐採、木戸と、最南部の道路面の間に1カ所、木戸とその北部に1カ所計2カ所、および最南端道路により切られた箇所計3カ所、さらに木戸の部分についても調査することとなった。

ほぼ中央部にある木戸の部分は、土手が切られ山入りの道となっていたが、降雨の際、水が流れるため表土を洗い流されて、やや低目となっていた。しかしながら相当の土砂に覆われているので、道路の除土を進めた。その結果表土下約20cmにして黄褐色ローム層中に、木戸構築時のものとおぼしき柱穴跡が2カ所発見されたが、その穴の径は10cm余であった。これは、木戸の扉持ちの柱穴の跡とみられたが、当時の構築時のものか、その後の補修時のものかは不明である。木戸の北側と東側の断面とも若干の疊石が、土の崩れを防ぐかのように不規則に積まれてあった。木戸の北部を切った部分は土手上の覆土を除去すると、その下に径20cmから40cm余の山石が不規則に積まれており、なお掘り進めると、石は基底部にも及び、構築当初心石として入れたものであることがわかった。恐らくこの様式は北部の端まで同様であると推定される。

木戸東方の発掘面は木戸北の箇所に比して心石の量が少なく、底部の踏張りに若干の置石がされていたが、これは構築時の目安のために置かれたものであろう。最南部の道路に切られた断面は、地平面よりも2mも深く、自然の流路（本来の道路が、降雨により洗い流されて深くなっていること。）により深められており、その断面は、よく観察することができた。この場合も、前記の箇所同様、土手の基底部に石を置いて盛土したものである。

以上によりこの地区の猪土手は、松本市中山地区的もののように石積を主とした猪土手や、

木曾郡の南部にあるような空濠の掘切りによるものとは、構築様式を全く異にしていることがわかった。

1月29日、昨日の継続として調査を続行、土屋長久委員を中心として実測図をつくり、仕事の仕上げを急ぐとともに、発掘箇所に、猪土手構造時の手がかりとなるべき遺物の発見を求めたが、僅かに土器器種土器片の小片を得たのみであるが、余りにも小片であるので関係遺物とは認められなかった。なお土手上の構穴も当然あるべきであったが、その痕跡も発見されなかつた。これは年代の新しさと構木の細さによるものであろう。

(2) 現状調査

猪土手の現状調査は1月28日と1月29日の両日を中心に行なわれたが、その所在の位置は別段(1)の如くであった。しかし全体がはっきりと認められるわけでなく、その遺跡は断続して残り、蔓うべき状態であった。

まず発掘調査の地帯に最も近い内田区牧の内の場合から述べる。牧の内は鎌倉時代編纂の『東鑑』に記載されている北内の牧の跡と推定されているところで、牧場時代の土壘の跡と混同している向きもなしとしないが、南接した発掘調査地帯に無理なく続いているので、中世以後の構築とみてよいと思う。しかし牧の内の平地は、江戸時代にも一部開墾され、現代となつても開拓地として農地、牧野となっているので、削平された箇所が多く、南部と北部に一部残され、北側は牛伏川の谷によって自然に断ち切られている。

川を越えて中山地区に入ると、牛伏川の北、大久保山の背後に伸び、千石の牧場跡のあたりを断続し、埴原城山(長野県史跡)の南麓で一たん切れている。

土手はなお城跡の北の麓に及んでいるが、その付近にはバッタリの施設があったと伝えられている。バッタリとは渦流を利用して発音する水車様の施設で、その音によって害虫を驚かしこれを追う施設ということである。

昭和10年6月の『長野県史蹟名勝天然記念物調査報告』によると、指定の地域は南にも伸び、塩尻市東内田・北熊井・南熊井・塩尻の東山・柿沢・金井の南方善知島村の北麓山地・上西条・下西条にも及んでいる。関連調査として概見すると、指定地区外の塩尻市宗賀の平出・床尾・洗馬・本山・日出塩のものは南部の山麓が平地にある耕地に近接する地帯にあり、松本地区のものに比してより形式的な傾向が感じられる。土地の伝承によると、実際にはそれ程の必要性がなかつたが、平坦部の水田地帯の川除けに夫役を受けるので、無理に申請して、このような土工を起したことであるが、真贋の程は今にわかれには決しかたい。

さて、中山地区の場合、埴原、和泉にみられるように石積のものがあるが、これは畠地の中に混在する石塊を耕地外に除去することと兼ねて、覆土のない猪土手を築いたものであろう。

その場合、土手上に構木を立てられないが、その工夫はどのようにされたものであろうか不明である。あるいは土手の内側（山の方から見た場合）に、掘幅の広い溝を掘ることも一方法であろう。

なお中山地区で問題となるものに、落とし穴の跡と推定されるものがある。塩尻市南内田や松本市内田の場合は、猪土手とはほぼ同列の地点に作られているが、中山の場合は、中山靈園の東北部の林野中にある。現場は埋没しているが、なお径5米を算し、深さ1.5米はある。

付近に猪土手もなく、中山靈園の地域は猪・鹿の生棲息地とも考えられないので、このような地域への単独構築は珍しいので一応その保存の処置が望ましい。

3. 考 察

(1) 猪土手構築の意義

この地方における猪土手の構築は古い記録資料がなく、その発祥を明らかにしないが、鹿や猪が農作物を荒し被害が大きかったことは、『風土記』等古代からの記録にもみられるが、中世の『軍記物』等にも「猪垣を結い……」等の言葉があり、防禦の策として造られたことがわかる。即ち猪土手とは、農作物を荒しに来る猪や鹿の害を防ぐために作られたもので、その効果は大きかったものと思う。

(2) 猪を防ぐ方法

猪の害を防ぐには、消極策としての猪土手があり、その群れの農地にせまるるを防ぐとともに、積極策としては鉄砲・竹槍でこれを殺し、落し穴を構えてこれを捕えるにある。猪土手の構築が文献資料として現われるのは江戸時代の寛文年間（1661～1672）のこととされているが、これは今から約300年前のことである。当時松本藩は水野氏の時代で、中山・内田等鉢伏山麓の、いわゆる東五千石といわれる地域は諏訪高島藩の諏訪氏の領有であった。いま内田区や、南内田区に残る文献資料によって「猪防ぎ」の実状を探ってみると、猪土手修理の「鍵掛り」と、「見張小屋」についてのもの、「猪打鉄砲」に関する3種がみられる。

① 「鍵掛り」については「宝曆四年甲戌十二月猪防鍵掛け割帳」という南内田村の記録があり、そこには次のように書かれている。

猪防鍵掛け割帳

一 五貫文	猪五丸掛
一 二分	北より四月出金（北よりとは北内田よりとのこと）
一 四百二十一文	右利
一 弐分	南より四月出金（南よりとは南内田よりとのこと）
一 四百二十一文	右利
一 壱両	盆に渡す

一 二百文 武石鉄砲打宿（武石鉄砲打とは小県郡武石村より頼んできた衆師のこと）

メ武両六貫四拾式文

金銭共ニ

拾五貫百四拾式文

右丁銭ニメ拾四貫五百三十八文

高九百九石七斗七升七合三勺 北

七百十石五斗九升八合二勺 南

右銭比高ニ割

一石ニ付八文九分七厘五づ

一 八貫百六十三文 北内田村

一 九貫三百七十四文 南内田村

メ拾四貫五百三十八文

（後略）

資料の中の「猪防歌掛ケ割」とは、猪土手を補修する分担割りのことと、北内田と南内田が村高によって出していることがわかる。この時北内田（松本市内田のこと）の村高は九百九石七斗余、南内田（塙尻市分）は七百十石五斗余、この高割りが八貫百六十三文と六貫三百七十四文となっている。

② 「見張小屋」については、「宝暦六丙子年二月」（1756）の記録中、

小屋場書上一札左に

横御林之北

舟カ沢山の神下

中内田山の神下

南唐沢

南山の神

右五ヶ所猪防小屋七ヶ年前午年掛申候

（中略）

宝暦六年子年六月

組頭	六兵衛	名主	定兵衛
----	-----	----	-----

メ	又之丞	年寄	惣兵衛
---	-----	----	-----

メ	甚右エ門	メ	源左エ門
---	------	---	------

名主	甚五右エ門	メ	忠右エ門
----	-------	---	------

メ	彌五左エ門		
---	-------	--	--

御代官様

文中によると、北内田・南内田のうちに5ヶ所の「猪防小屋」が、宝暦6年を去る6ヶ年

前即ち宝暦元年から建てられていたことを高島藩の代官に報告したものである。また宝暦7年の「前々より掛置候小屋5ヶ所共三組懇人足出し同月9日朝改掛させ申候」という記録の中に、必要な人足の割振りを次のように記してある。

尤人足出方

- | | |
|------------|-----------------|
| 一 横御林北へ | 新田 真田 横山 |
| 一 舟か沢山の神下へ | 上北内田 向村 |
| 一 中内田山の神北へ | 花見村 中内田村 |
| 一 南唐沢へ | 赤津 原村 中内田の宮下 蔵村 |
| 一 南山神へ | 忠右エ門居村より宮南不残出申候 |

とあり、各部落分担で出勤したことがわかる。

⑤ 「猪打鉄砲」については、前出資料にあるように、武石村から鉄砲打ちを雇い、その宿貢に二百文を宛てた古記録があり、また次の資料にみるように運上御用捨（免税）の鉄砲二挺の申請書類の写しもある。

- 一 南内田村猪鹿狼出、耕地荒シ難義仕依之運上御用捨鉄砲武挺打
主定置為打候様被仰付難有奉存候、防にことよせ外之者一切打
申間敷候故（云々）

寛延四辛未五月（1751）

- | | |
|----|------|
| 打主 | 定之丞 |
| 々 | 武兵衛 |
| 年客 | 又左エ門 |
| 々 | 定五郎 |
| 名主 | 定之丞 |
| 々 | 武兵衛 |

前 鉢右エ門様

井 八左エ門様

また寛延3年1月27日の「猪防歎掛ケ帳」の中の「鉄砲給之覚」という南内田側の記録によると次のようないわがある。

- | | |
|--------|-------|
| 一 三両三分 | 扶持方共ニ |
| 内四分五りん | 南内田村 |
| 内五分五りん | 北内田村 |
- 但シ猪掛リ二朱に相定候へ共一つも打不申候
覚 南より渡す左に誌す
- | | |
|---------|-------|
| 一 七百文 | 久左エ門 |
| 四月、七月両度 | 鉄砲打宿貢 |

一 式分 武兵衛
鉄砲給に渡す
一 壱分 定兵衛
右同断
(中略)
一 三百八十三文 同人
鉄砲給暮之内
一 八貫六百五文
歟数百五十八挺 右之銭之割
銀一挺ニ付五十五文掛け
(後略)

とあり、これによつて鉄砲打ちの給料は、盆・暮れの両度に渡し、村の割振りにも「銀一挺ニ付五十五文掛け」とあるように、歟数によって行なわれたことがわかる。また他の資料によると「猪打鉄砲」のみでは不足であるので、「威筒」の使用を願い出したものもある。

(宝曆八年)春日源市氏採集資料参考

(b) 被害の実際

つぎに猪等の実際被害についての記録の新しいものとしては、諏訪領五千石の中の、中挾村・南熊井村・北熊井村・内田村・赤木村・小池村・白川村等の村々連名による幕布の道中奉行に出した文久3年(1863)の願書の写しによると(前略)

「其上山添村万故、猪鹿狼鷹敷出、男女の分も右防にも多人数相懸り病人幼小の者まで出払い」
(後略)の記事がある。これは中山道を和宮親子内親王の関東下向の時の塩尻宿の助郷に当たられたことに関するもので、村は番水と猪防ぎ等で毎年大変であり、その上助郷は困るという文書の中の一旬である。これは明治近くまで猪の害があったことを語っている。

なお、猪の害の実際、猪土手の構築に関する資料について、倉科調査委員により、松本地方のものを出来るだけ集めて別項に示したので参照されたい。

4. 猪土手に関する文書資料 (倉科明正氏解説)

(1) 猪による被害

猪は山中に棲息しているが、食物が少なくなると、山麓の田畠は勿論、遠く里中まで横行し稻・麦・粟・稗・蕎麦・大豆・いもなどの農作物を喰い荒すもので、天候不順で、山中の食物が不足する時は、特に甚だしいものがある。

延享3年(1746)には晩霜があって、麦に被害を受け、また、稻は害虫(うんか虫)の

大発生により凶年であった。記録によると、この年は春から猪があばれ出して、山から離れた平地の村である松本町の近く、庄内組庄内村の一部清水地籍にまで出没している。松本市清水二丁目穂刈唯良氏旧藏文書によると「延享三丙寅年（1746）清水村へ猪まいり苗間をこね申し候。難儀つかまつり候ところに、鉄砲御借しあそばされ、毎夜打ち申し候ゆへ、その後一切い参り申さず候」と見えている。

南北内田両村の場合も、宝曆六年（1756）の春苗間を踏み荒されている記録がある。享保より宝曆に至る当方の出来ごとを書いた『異変雜事』と言う覚書留の中に、宝曆六年春は、猪たびたび下り苗間を北南（内田村）にて、四十人の余り踏み荒され申し候」とある。

このように稻も苗間の頃から始って、収穫の頃まで食い荒され、それを防ぐのに多大の人力と経費がかかったものであるが、同じような被害を受けた記録として同山系東筑摩郡本郷村三才山の例を引用すると、それも江戸時代末期の嘉永元戌申年（1848）10月13日よりの「番場池開発田畠烟成記録（滝沢末広氏文書）」に、「猪鹿の儀は夥しく流行つかまつり、草稲の節は白根を喰いあらし、または少しみのり候へば取あげまでなお喰い荒し、これにより仲々に小屋掛けおき、毎夜入替り立替り、その夜の番にて、鳴物高くならし、または火縄青葉等の火に鋸屑を用い、おどし追払い、そのほか諸雜費多分にあい掛り、ほか村にはこれを割合の出銭等つかまつり、難儀の次第にござ候」とあり、その被害には全く手を焼いていたことがわかる。

② 猪の被害を防ぐ方法

田畠も始めは、部落の近くに比較的集中していたものが、後になると人口の増加につれて、今までに開墾されなかった山峠にも田畠が出来るようになる。そうするとその被害を一層うけ易くなるので、農民はあらゆる智恵をしづって猪と対決しなければならなかつた。

それには鉄砲によって射殺したり、発砲しておどしたり、山から里へ出てこないよう、山麓や山地に高土手を築き、その上に木柵を設けたり、わなや落し穴によって捕獲する等種々の方法があったが、これはそれぞれ單一に行なわれたものではなく、幾つかの方法を組合せて防いだものである。それも個人や一つの部落でやるのではなく、数箇村が共同してやるのを普通とした。

① 鉄砲によって射殺、または発砲しておどす方法

これには狩猟を業とする獵師を雇って、射殺または発砲しておどす法と、村民が無税の鉄砲を領主から許可して貰っておどす方法とがあった。

獵師を雇って撃たせたのは何時頃から始ったのか確實な記録がないが、宝曆6年11月19日、南北内田村役人より代官へ差出した「猪防鉄砲打額候人數」（中村静雄氏文書）によれば、60年以前から実行していると書いてある。宝曆6年から60年前と言うと、元禄9年（1694）

であるが、この前年元禄8年6月の前記三才山部落の「庄屋日記」には、「八日江戸より御書付写廻り候」とあって、

「一 猪狼狐の類などへ人に食い廻り申さず候とも、人の妻い置き候、馬牛、犬猫等の鳥獸を損じ申すべき儀に候はば、追払い損じ申さざる様につかまつるべく候、もし先へあたり死し候分は、苦しからざる事」(赤羽源夫氏文書)

となるが、これは幕府より出された勅諭状であるから、諏訪領の場合も同一の勅諭があったことであろう。この時から公然と発砲できるようになったので、翌年から雇狼師による威統や射殺が行なわれたものである。

中村文書にも「已前のことは相知れ申さず」と記されているが、以後の同文書によると、宝暦6年迄16人の狼師が雇われているが、これは無給であると記されている。しかし実際には給金食費のほか一頭射殺するごとに始めは二朱後には銭一貫文の賞金がつけられていたとある。それは「寛延三年(1750)寅午十一月二十七日、猪防獣掛ケ帳」(中村静雄氏文書)の鉄砲給之覚であるが、その中には、

十三両三分扶持万共ニ

内田分五厘 内田村

内五分五厘 北内田村

但し猪掛リ二朱ニ相定候へ共一つも打不申候

となる。この掛けは両内田村の獣数の比率によって負担している。また宝暦4年(1754)には猪が5頭も射止められ、賞金5貫文が出されている。猪狩りをするのには、狼師であっても細心の注意をしなければ、逆に猪のきばにかけられ、死傷するという危険を伴ったので猪狩についての注意書の秘伝書が、高遠藩へ召抱えられて行なった一門「殺生伝授書」として現在伊那市西町に住む伊藤秀夫氏により所蔵されている。(『続信濃民俗記』向山雅重著引用)

殺生伝授事(抄)

猪之事

猪ハ日本にてハ至ておそろしきけだもの也。殺生先ニかきらず油断いたすまじき事。猪ハ首のまわらぬものなり。少之木ニてもかたとり難をよける事其心得大一也。

猪あますの事

猪あますに入候節ハ、あますうへに青木枝を一本おり置候はいるへし。其心得にて打へし。都て四ツ足打候とも、足をかゝめ候ハ、二の矢を打心得へし。

信州高速

内藤大和守様御家来城代組江被ニ

召抱候ニ付殺(生)致ニ伝受 者也
(授)

信州松本安曇郡保高組孤島村

宝暦八戌寅年 高橋團右衛門

三月吉日 元安(花押)

高橋源八殿

猪(イノシシ・シシ)は日本ではいたって恐い獣である。猪に出たときと限らず、いつも油断しないように心掛ける。猪は頭のまわらぬものだから、少しの木立でもうまく利用して難をよける心得が第一である。

猪はアマス(茅葺などあつめて積み重ねその下を掘ってねぐらとするもの)に入るとき、青木(針葉の常緑樹)の枝を一本喰折っておいて入るものだから、その心得で撃てといふ。これは古びたアマスに入ることは少なく、自分で草や木の枝など喰いあつめてきて積み重ねておいて入ることを言ったものであろう。アマスに入っているのをねらうのが、猪猪の主なるものであったことがわかる。

猪や熊など、すべて四つ脚のものを撃ったとき、その脚をかがめいたら、二の矢を撃つ心得が大切である、といっているのは、生命強いものだから用心せよということであろう。しかし、この履獣師が非合法であったことは、『異変雜事記』に、宝暦6年猪防ぎの争論のあった記事の中に、

一 鉄砲打抱え候こと御法度の所に、上組にて六拾年来頼み、又七年以前酉の年は北ばかりにて頼み、是を公事ゆへ下(組)にて訴入、かれこれ御吟味にて悪しく多く出て、双方とが入多く出来候ゆへ、御郡様方より御内意下され内済になる」とあり、この外履獣師ではこと足らないので、村人の中から撃主を定め、御運上御用捨(免税)鉄砲を擧せてくれるよう藩に願い出て許可されている資料もある。

この以後、宝暦14年(1764)3月、安永9年(1780)3月、寛政11年(1799)4月などにも同様の一札を差し出し誓約している。これは南内田村の例であるが、北内田村も同様に御運上御用捨(免税)鉄砲が3挺あったことが、宝暦6年5月の猪防ぎ争論の訴状の中に「御運上御用捨鉄砲北内田に三挺、南内田に3挺と仕り御証文二通にて差上げ申し候」(百瀬一氏文書)とあるによってわかる。

この成績は諫訪藩より前記証文を出して借りてはいるが、時折り鉄砲改があったことは、『異変雜事記』の記事によってもわかる。

一 宝暦十庚辰年十月十五日領り置きし威鉄砲ニ式百九十と柳口にて銘打たる、其外南内田の預り候式挺筒も同断、御郡中筒も同断なり、但し一より段々なり、右の節鉄砲御奉行は

栗田紋太夫様、御代官牛山彌一右エ門様鉄砲証文右御両人の当名なり」がそれであるが、
(宛)
これは両内田村ばかりではなく、山付きの村々はすべてこのようであったであろう。北熊井
村でも、寛政11年8月、威鉄砲拝借の際に差し出した一札（塙尻市片丘北熊井小松惣助氏
文書）があり、享和2年（1802）4月には、御貸鉄砲の番号「弐百八拾弐番」と、報告
した一札（小松惣助氏文書）もある。

猪防ぎには多くの費用と手間が掛るので、山から比較的離れ、被害の少なかった南内田村
の内、道下組から、他の三組と一緒にやることは、嫌だと言ひ出したりした。「下組にて申
し方は御免簡組組にこれあり候間、そのものもよりにて別々に防ぎ、入用も左の通りに、そ
のものよりにて出し申すべく、狩人抱え申すこと、御免簡も、そのため御貸し下され候得ば、
何分にも一同申すことまかり成らずと申候、その心は猪口は三組に逐わせ、作場が下なるゆ
へ防ぎに及ばず故なり」（異変雜事）とあり、他の三組からは、共同して防いでこそ効果が
あるのに脱落しては困ると言うので争論ともなっている。「異変雜事」等の記事によると、
一 宝曆六丙子年春より南内田道下と、道上組・中内田組・北内田組三組一同にて、鉄砲公
事これあり候。

一 右三組にて申候は、先年の通り御免簡五挺の入用も四組一同に致し、其の上狩人も一同
にて先年の通り抱え申したきよしに申し候。
と訴えているのに対し、下組からは前述のような返答であった。これに対して、同領内の法
船寺・桃昌寺・常楽寺の三寺が中に入って古例の通りにと扱ったが、道下組が承知せず、ま
た威筒は北は北、南は南ばかりと三寺が仲介したけれども道下組が不承知なので、郡代に願
出で郡代の仲介により、4年内3年は四組が一緒にやり、1年は北は北ばかり、南は南ば
かり兩組が一緒に防ぐという、道下組の意見も入れて和解している。（異変雜事・百瀬一氏、
中村静雄氏文書）

② 猪土手を作つて防ぐ

猪土手は、当所では何時頃から作られたのか、記録は見付かっていないが、塙尻市方面で
は、寛文年間から享保年間までに出来たと『塙尻町史』に見えるし、また松本市中山埴原で
は、「元祿七甲戌年塙尻宿より猪垣築候故當村にても兼候」（百瀬政武氏文書）があるので、
凡そ同期の頃と推定される。

この防猪の土手や堀・柵を含めて、その名称については、前記の「猪垣」、寛政7年の村
井町、小屋村と北内田村とのかいと山山論の中には「猪堀之土手」（松本市芳川村井中村謙夫
氏文書）等と見え、同8年「御分間番抗控」（中村静雄氏文書）には、猪堀土手又は猪土手
とあって、名称は一致しないが、ここでは同様の構造物と統一して置く、作り方については、

前記山論の「寛政七卯年十一月四日より御吟味書上帳」（中村陸夫氏文書）の中で、江戸評定所の取調べに際し、「一 猪場の土手と云は堀上げ候土手をどっちから堀上げ候て土手折候やと仰せられ候、両村申し上げ候は、山の方より堀上土手に仕候と申し上げ候」とあって、山側の土を堀って外側へ上げ、堀と土手が一諸に出来たものである。今次の発掘調査の結果では、右の証言のとおりでその断面の下幅は広く上幅はせまい梯形であった。

この土手の上に、杭を打ち込み、横に木を、藤づるなどで結び、猪が侵入出来ない様に柵を作る。この柵については、猪垣、または猪廻の名が見られるので、これが土手上の木柵のことであろう。

この猪土手には、要所要所に山に入る通路があるので、ここに門木戸を構え、両開きの扉をつけて置くか、片開きの扉をつけるとして朝開門レ夕方一番あとから帰る人が扉を閉じて置くのである。この木戸のあるところを古文書によると「猪口」と呼んでいる。この猪土手の延長については、

③ 小屋掛して夜番して防ぐ

防猪の小屋は、猪の下ってくる尾根通りや、山道の端など、猪土手の外側に設ける。両内田村では、宝曆6年（1756）2月より同8年に至る「北内田二組南内田上組と南内田下組と猪防に付出入なしたる日記中」に

小屋場書上一札

横御村の地、舟か沢山の神下、中内田山の神下、南唐沢、南山の神

右五か所猪防小屋七か年前午年寛延三年（1750）掛け申候とある。

小屋は交代で夜番に当り、前記のように鳴物（鳴子、ばん木、太鼓など）をならし、火縄を下げ、育葉などの火に鋸屑をかけて火を焚き、または威威を以て威すのであるが、別口渓流を利用し、バッタリと称する。簡単な水車原理の設備によって常時発音させて威す方法もあった。

④ 落し穴、またはわなにより捕殺する

落し穴は、深い穴を掘ってそこへ落す方法である。長野県史跡名勝天然記念物報告書（昭和十年）の調査委員河野鈴藏氏によれば、現松本市中山区方面で行なわれた事例が誌されている。「笄（落し穴）使用の方法につき、中山村の伝ふる所によれば、穴の周囲に低き柵を設け、穴の上部を粗朶の如きものにて覆ひ、中央に食餌を置く、猪が跳って、柵を超えて穴に入れば内部に陥落する如くせり」とここに落ちた猪は、竹槍や槍で刺殺される。

なお、同書にその当時残存していた落し穴の場所について、

「片丘村熊井の部分には三ヶ所ありて、中の勝負沢口にあるものは、現在南北一四・五米、

東西五・四米にして長方形をなし、深さ二・四米にして上手に接して下方にあり、其の第二のものは今泉にありしが、今は消滅せり。第三のものは横畠にありて、其の構造勝負沢のもとの同じ。また中山村のものについては、牧の内にありて直徑は約五・五米にして円形をなし、深さ約二米に近く、猪土手の上方約二丁余の所にあり、中山村には此の他高速山麓に三カ所、中山峯に一カ所残存せり。棚峯に一カ所北の入に一カ所ありき。」と記載されている。わなについては、その記録も、伝承も当所では見当らない。

このように各所を荒し廻っていた猪も、漸次江戸時代末期になると、その活動がおとろえて行き次の資料にあるように次第にその数を減じ、その棲息を断つたのである。

天保五年（1834）六月二日、埴原村にて東山猪狩りあり（中山村山田萩次郎記録）

弘化元年（1844）五月二十日、埴原男役にて猪狩りあり（中山村山田萩次郎記録）

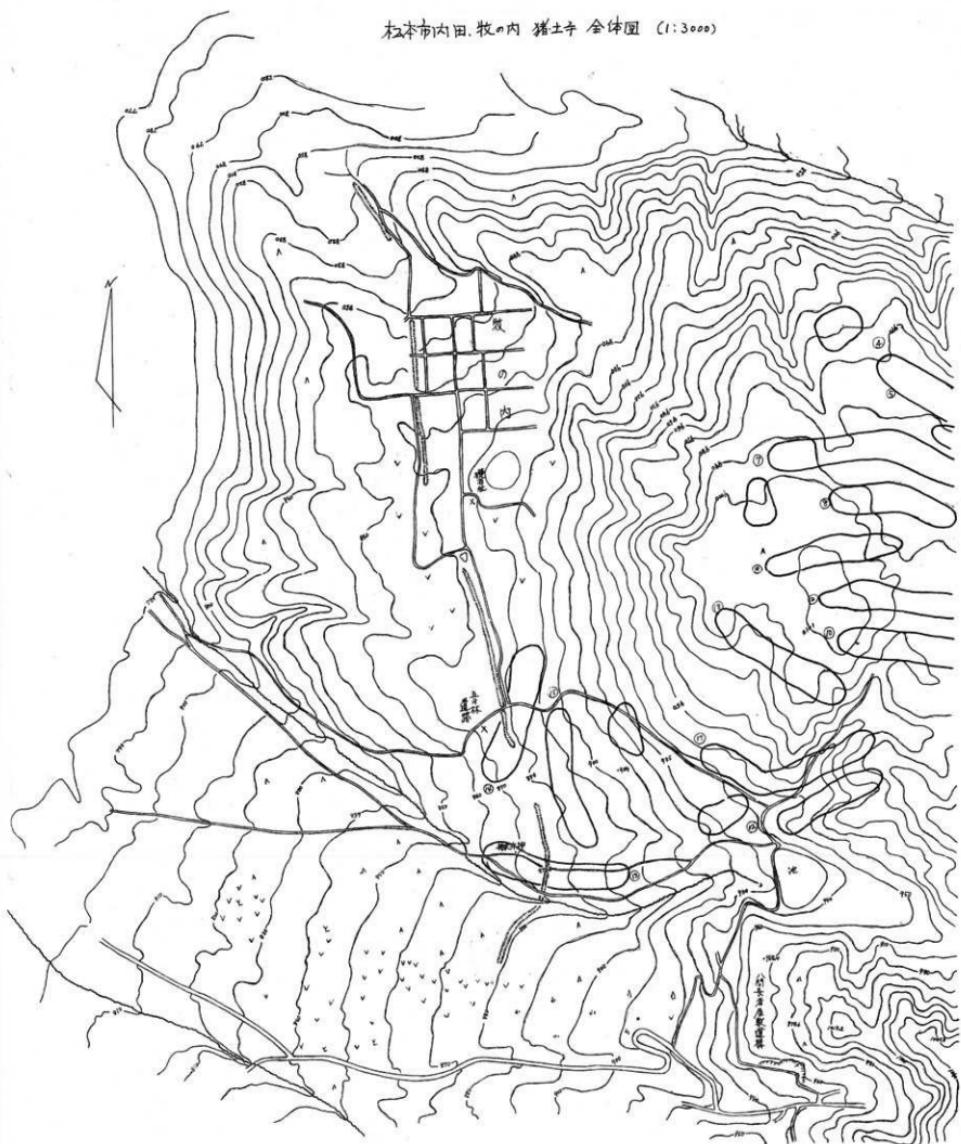
明治五年（1872）頃、埴原水尾細入にて壹の中に伏し居りし猪を射止めたり（山口右エ門次氏）（河野鈴藏氏報告書抜抄）

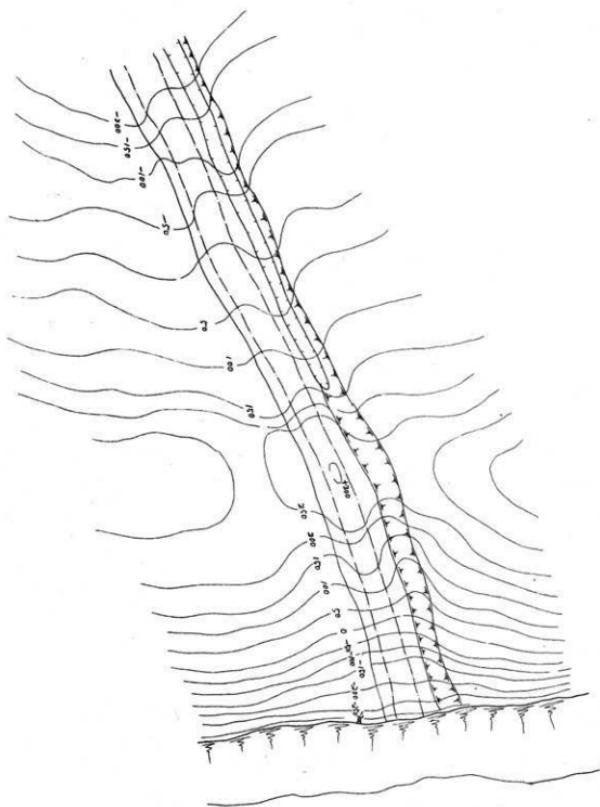
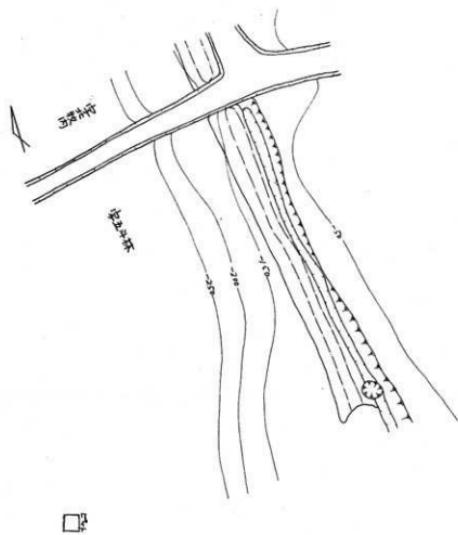
以上は松本市中山埴原の諸例であるが、恐らく、同山系であるここ内田の地も同様のことと推定され、猪土手も漸次その必要性を失ったものであろう。

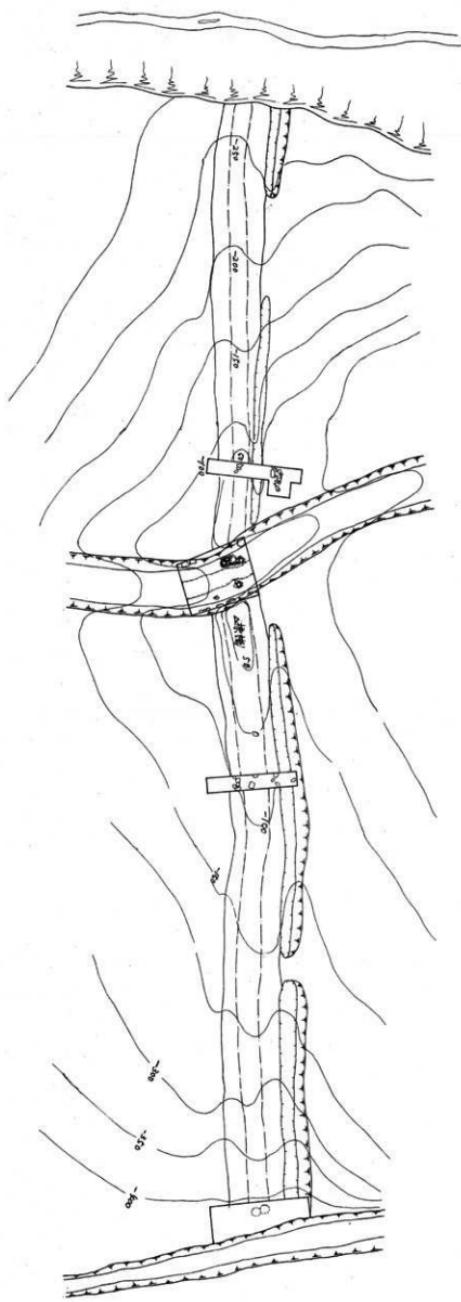
5. あとがき

今次調査の概要は前記の如くであるが、短期間のうちに、現場の発掘調査と、関連の現状調査また文書資料の調査を得たことは、この調査のため協力を惜まなかつた各位の熱意の然らしむるところと深謝の意を禁じ得ない。また会社側はこの調査の実績により、一度削平された猪土手の一部を復元し、標札を建てて一般にも公開することとしたと聞く、その処置については深く敬意を表する次第である。また特に地元の方々の調査保存に対する熱意は、今次調査の原動力となつたもので、今後も一層、深い关心をもつとともに、約1世紀前まで、農村の生活に密接な関係をもつた遺跡の保存に、大きな発言のあることを希望する。

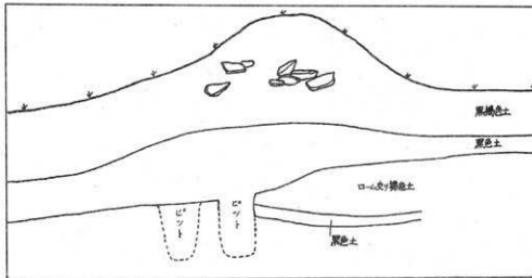
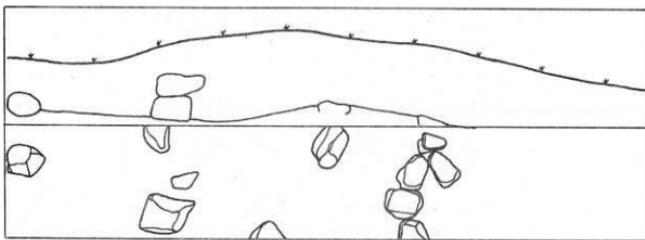
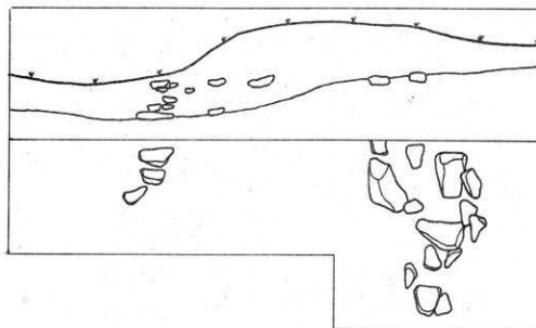
木戸市内田、牧の内 猪土牛 全体図 (1:3000)







猪土手断面図



~~~~~調査実施状況~~~~~



~~~~~復元した猪土手~~~~~

